



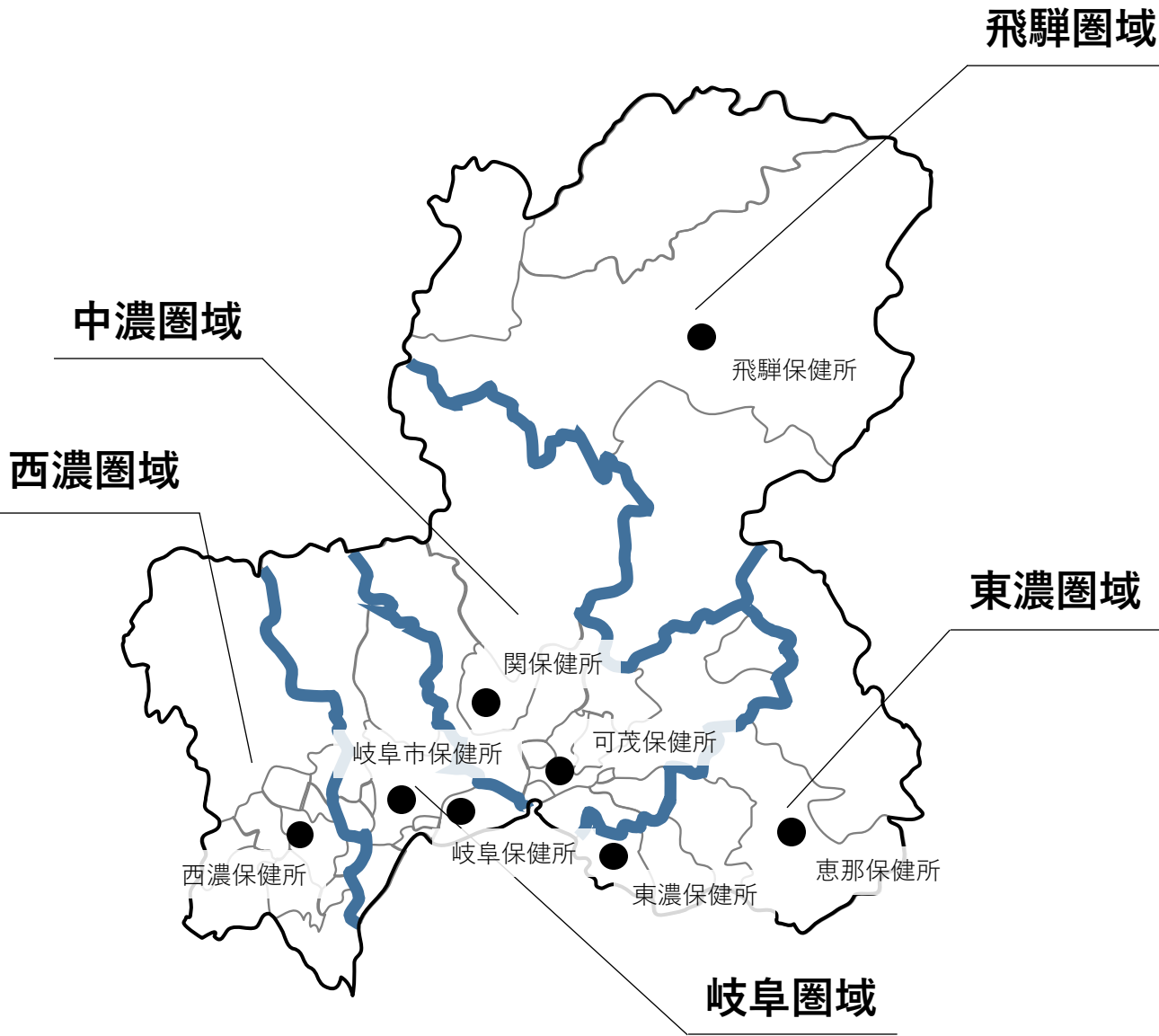
精神障がい者を地域全体で支える仕組みづくり
～「にも包括」支援事業の取組み～

岐阜県健康福祉部保健医療課
主任技師 田近 俊哉

- I. 岐阜県の概要
- II. 岐阜県の「にも包括」構築の経緯
- III. 「にも包括」構築支援事業の活用
- IV. 圏域の取組（東濃圏域）
- V. 「にも包括」と保健活動



岐阜県の概要

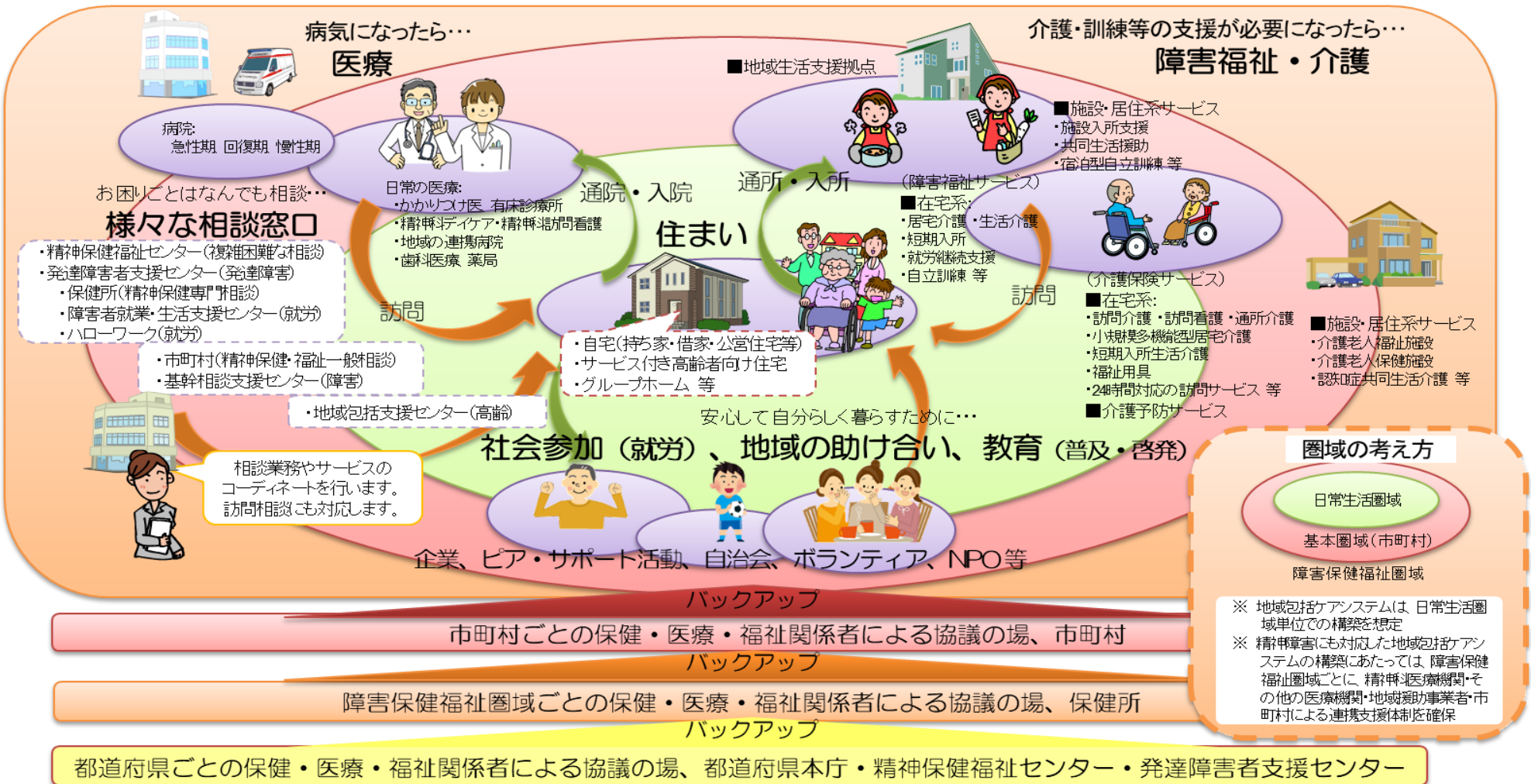


障害福祉圏域	5圏域	
保健所数	8保健所 <small>(うち中核市保健所1)</small>	
市町村数	42市町村	
人口 (R5.10.1時点)	1,929,669人	
精神科病院数	17病院	
精神科病床入院者数 (合計) R5.6.30時点	3,101人	
	3か月未満	662人
	3か月以上1年未満	488人
	1年以上	1,951人
退院率 (R2年度入院者)		
	入院後3か月時点	71.1%
	入院後6か月時点	86.0%
	入院後1年時点	91.4%

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に当たっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障がい福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



岐阜県の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築の経緯

計画の期間と主な取り組み目標

異動で
県庁へ

将来



平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

にも包括
新たな理念

「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書
(平成29年2月)

県：第2期岐阜県障がい者
総合支援プラン
(第5期障害福祉計画)

「にも包括」の構築に係る目標値として、令和2年度末までに全ての圏域及び市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置等

改訂

県：第3期岐阜県障がい者
総合支援プラン
(第6期障害福祉計画)

「にも包括」の構築に係る目標値として、令和5年における地域生活平均日数を316日以上とする等

改訂

県：第4期岐阜県障がい者
総合支援プラン
(第7期障害福祉計画)

「にも包括」の構築に係る目標値として、令和5年における地域生活平均日数を325.3日以上とする等

協議の場の設置

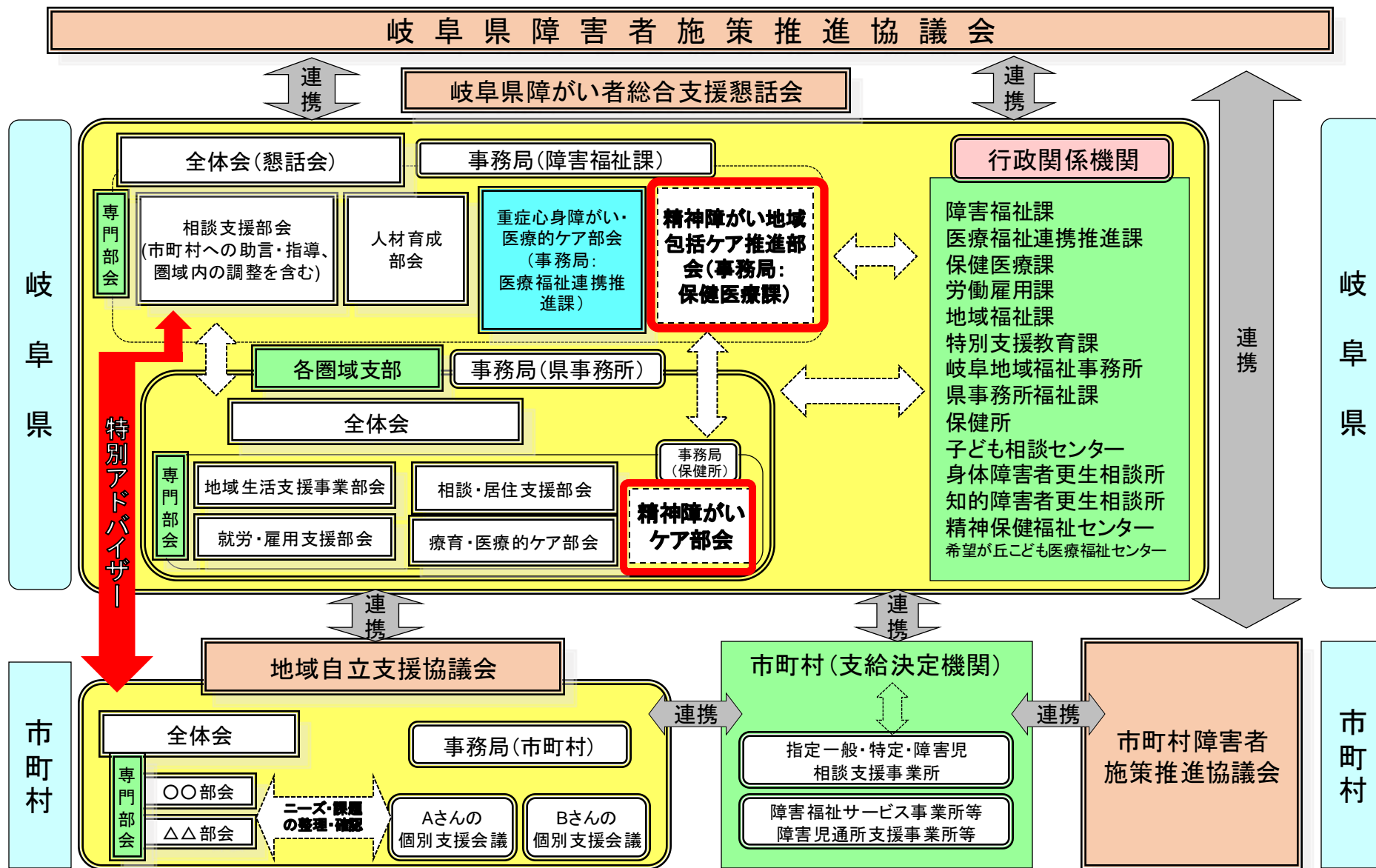
協議の場の運営

活動指標として協議の場の開催回数や参加者数等の設定

「にも包括」構築のアウトカムとして、長期入院者の減少や地域移行の促進、退院率の上昇

計画上の
施策イメージ

岐阜県における「にも包括」協議の場の体制

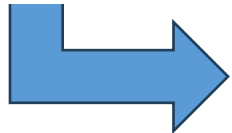


令和2年度の動き

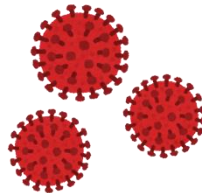
第2期岐阜県障がい者総合支援プランの目標

令和2年度末までにすべての圏域に保健医療福祉関係者による協議の場を設置する。

県庁から各圏域の
県事務所等へ働きかけ



- また会議体を増やすの？自立支援協議会など会議ばかり。
- なぜ今さら精神だけ特別枠で会議体を作るの？身体知的精神含めて会議やっています。
- うちの市町村は、事例検討会やっているから、それでいいですよね？



新型コロナウイルス感染症の本格的な流行
感染症対応に忙殺



担当者としての思い

計画に基づいて、とりあえず「協議の場」を作ったが、このままではすぐ形骸化してしまう。

令和3年度に向けて

とりあえず国の構築支援事業を使ってみよう



「にも包括」の構築支援事業（厚生労働省）について

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活促進事業）について

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業について

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

◆ 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組みを推進する事業

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

◆ 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。

◆ 都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

◆ 関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

<参加主体> 都道府県・指定都市・特別区

※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することが可能

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【事業内容】（1は必須）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 構築推進サポーターの活用に係る事業
9. 精神医療相談に係る事業
10. 医療連携体制の構築に係る事業
11. 精神障害者の地域移行・地域定着の関係職員に対する研修に係る事業
12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

モデル障害保健福祉圏域の設定

市町村

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム
に関わる保健・医療・福祉の
一体的取組み

精神科医療機関

保健所

地域援助事業者

バックアップ

構築支援事業を実施する都道府県・指定都市等

バックアップ

国（アドバイザー組織）

広域アドバイザー

都道府県等密着アドバイザー

国（構築支援事業事務局）

実施内容：全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー（広域・密着AD）合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に係る手引の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価 等

※現在の国庫補助メニューでは、事業内容の区分が変更されているが、令和4年度の事業内容で記載している。

※厚生労働省作成スライドを改変

「にも包括」構築支援事業を活用するうえで大切にしたこと

1. 保健所が孤立しない体制

- 「にも包括」の体制構築には、様々な領域や分野との連携・協働が必要。
- 障害福祉は、県事務所が所管しており、保健所だけでは障害福祉分野への働きかけが難しい。
- 保健所が困ったときに相談できる体制。

2. これまでの圏域の取組を大切に した体制

- 「にも包括」の構築を進めるうえで、これから新しい取組として開始するのではなく、それぞれの圏域のこれまでの取組や関係機関とのネットワークを大切にしたい取組。
- 圏域をよく知るキーパーソンとの連携。

3. 持続可能な体制

- 行政は、人事異動があり、人が変わっても、取り組みがストップしない体制。
- 行政だけではなく、民間の病院や相談事業所などを含めた官民共同ができる体制。
- 地域に関わる全員が主体となる。

保健所と県密着アドバイザーがタッグを組む
圏域での連携体制構築



岐阜県における県密着アドバイザーの体制

県密着アドバイザーの選定

保健所が相談しやすい方

圏域のこれまでの取組をよく理解している方

今後の圏域の「にも包括」のけん引役となれる方

令和3年度から5圏域に段階的に県密着アドバイザーを配置 (令和5年度に全圏域に県密着アドバイザー配置完了)

	R3	R4	R5	R6⇒
モデル圏域	東濃圏域	飛騨圏域	中濃圏域	西濃圏域等
県密着AD	【全体】 県庁保健師		【東濃】 保健所保健師	
保健分野	【西濃】 精神科病院PSW 【岐阜】 精神科病院PSW			
医療分野	【東濃】 相談事業所		【飛騨】 相談事業所	【中濃】 相談事業所
福祉分野				

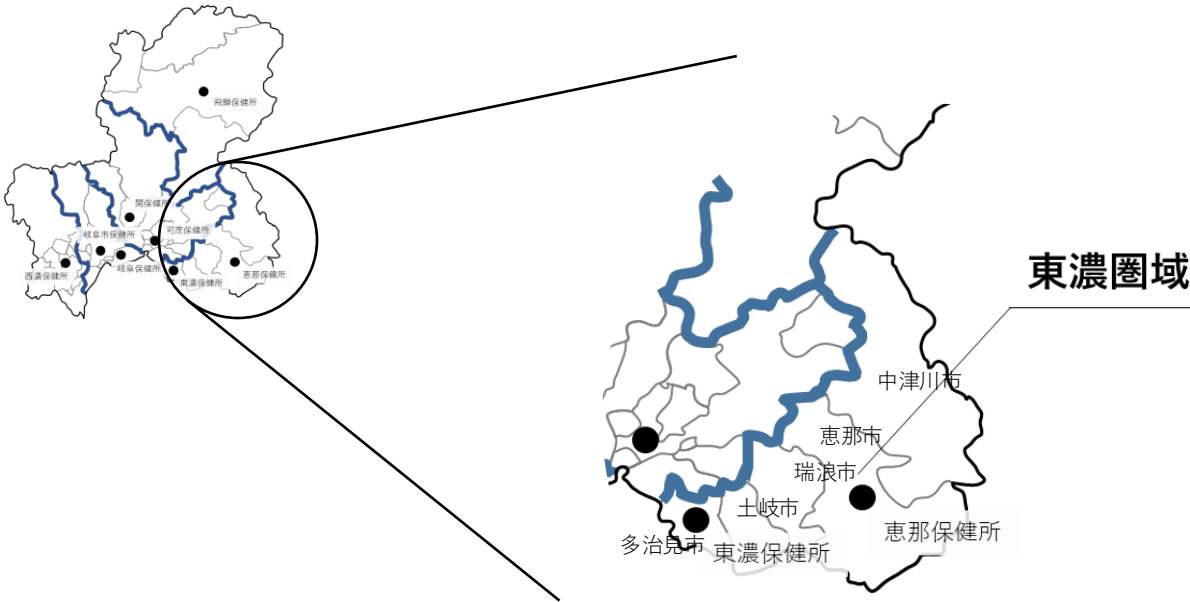
現在の県密着アドバイザー体制

	保健	医療	福祉
全体	1名		
岐阜圏域		1名	
西濃圏域		1名	
中濃圏域			1名
東濃圏域			1名
飛騨圏域			1名

- 現在は、計6名で活動
- 全域に精神科病院や相談事業所等に所属する民間の県密着アドバイザーを配置
- 県密着アドバイザーは、それぞれの得意分野があるため、保健所の困りごとに応じて、自圏域出身の県密着アドバイザーが中心となりながらも、6名が連携しながら圏域の支援を実施
- 県密着アドバイザー同士が連携したり、5圏域の取組を共有するため、年度当初と年度末に県密着アドバイザー全員が集まる合同コア会議を県庁主催で実施

東濃圏域の概要

にも包括構築支援事業1年目でモデル圏域となった東濃圏域の取組の報告



保健所数 2保健所

市町村数 5市

人口 (R5.10.1時点) 311,675人

精神科病院数 3病院

市町村協議の場設置数
0 / 5 市
(※R2年度末時点)
↓
5 / 5 市
(※R3年度末時点)



取組経過

令和3年度

- 各市に協議の場を設置するため、研修会を開催し、構成メンバーや実施方針について、広域アドバイザー、県密着アドバイザー、東濃保健所・恵那保健所担当者、各市担当者と議論した。
- 保健所担当者と県密着アドバイザーで各市及び精神科病院へヒアリングを実施。

令和4年度

- 協議の場のメンバーで実効性のある取組方針を検討するため、各市がプロセスシートを使用して地域課題を抽出し、課題に対する取組や圏域への提案事項を検討した。
- 各市の協議の場の実施に向けて、コア会議や打ち合わせなどで保健所及び県密着アドバイザーがバックアップ。

令和5年度

- 各市で地域課題に対する取組内容を年度当初に決め、各市3～4回の協議の場で取組の進捗確認、取組評価、次年度の計画作成を行った。

保健所担当者が大切にしていたこと

- 圏域と各市の連動



- 持続可能な体制



東濃圏域における「にも包括」構築支援事業の取組概要

○ 東濃圏域精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた取組方針

目標

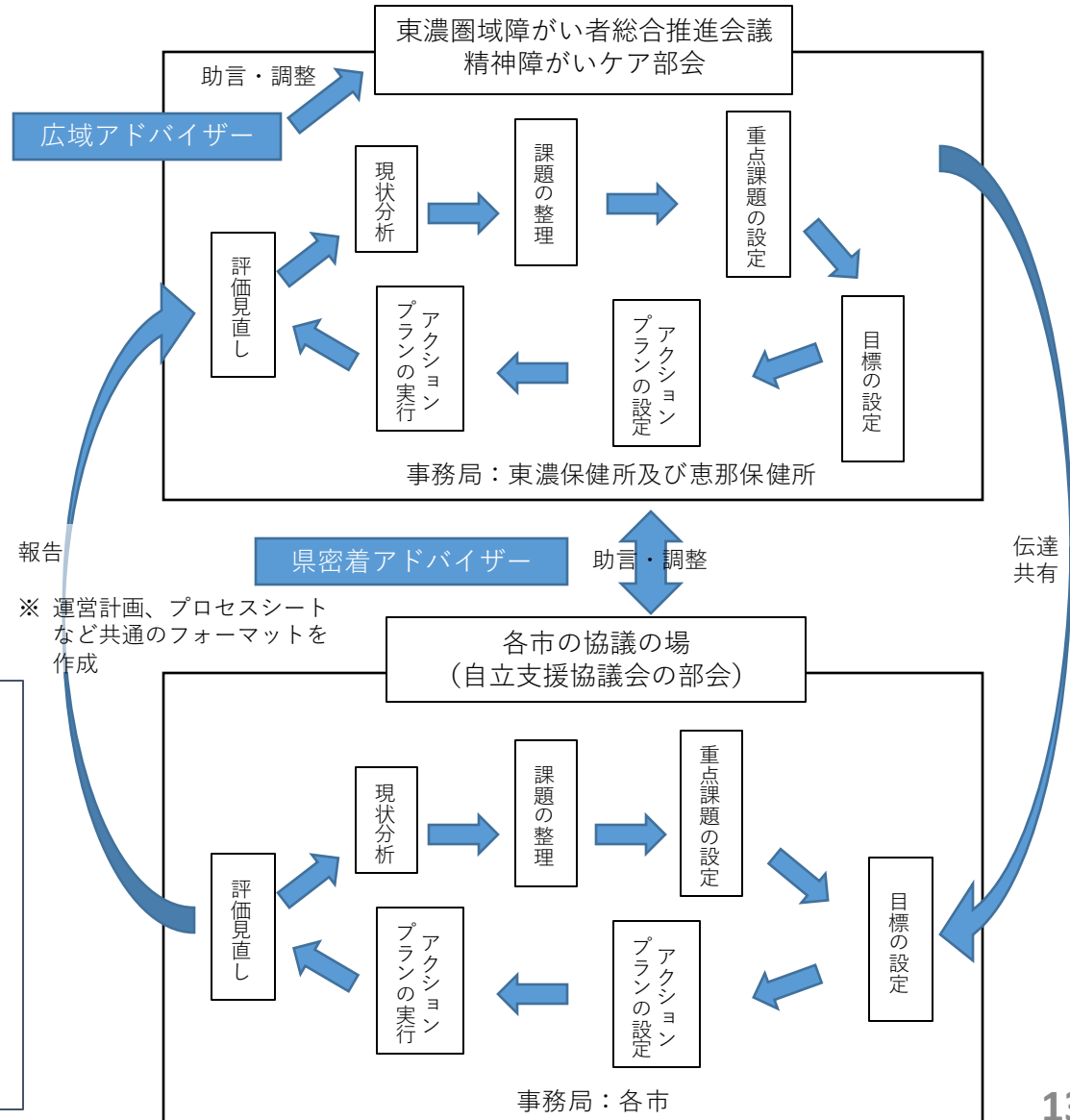
○東濃圏域の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築し、精神障がいがあっても安心して暮らせる地域づくりを目指す。

- 普及啓発を実施します
- 社会資源の充実を図ります
- 当事者支援の充実を図ります
- 家族支援の充実を図ります
- 関係機関との連携を強化します
- 支援者の質の向上に努めます

取組の工夫点等

- 圏域としての取組の方向性を踏まえて、各市が協議の場を運営することで、圏域及び各市のそれぞれの主体的な協議の場を保ちつつも、圏域としての一体的な取組についても進めていく体制を構築。
- 圏域の協議の場において、各市の取組を報告いただく際には、共通のフォーマットを作成することで、市同士で状況の共有や好事例を横展開しやすい形とした。また、協議の場以外にもコアメンバーによる打ち合わせを行い、各市の進捗状況を確認し、バックアップを行った。

○ 東濃圏域精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた推進体制



東濃圏域におけるにも包括年間スケジュール概要

< 年間スケジュール >

時期	県庁	圏域 (保健所)	市町村
4月			
5月	モデル圏域調整		協議の場 (1回)
6月			
7月	合同コア会議		
8月		コア会議	協議の場 (2回)
9月		圏域協議の場	
10月			
11月	県協議の場		協議の場 (3回)
12月			
1月		コア会議	協議の場 (4回)
2月		圏域協議の場	
3月	合同コア会議		

< 市町村協議の場の参加者の例 >

医療：精神科病院相談員
 保健：保健所2名、市保健課3名
 福祉：期間相談支援センター3名、市社協1名、市福祉課2名
 計12名

< 市町村協議の場の主な内容 >

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| < 1回 >
・今年度の運営計画について
・事例検討 | < 3回 >
・事例検討
・地域課題の優先順位の検討 |
| < 2回 >
・事例検討
・地域課題の抽出 | < 4回 >
・地域課題に対する取組方針の検討 |

< 圏域コア会議の参加者 >

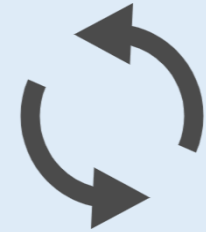
保健所、市福祉課、市保健課、基幹相談支援センター
 ※参加者の負担軽減の観点から、既存の基幹相談支援センター運営会議の前後に開催)

● 圏域と各市の連動



- 圏域の課題に対して、各市が同じ方向を向いて取り組む
- 各市が取り組むこと、圏域が取り組むことを明確に
- 市町村を孤立させない、取りこぼさない

● 持続可能な体制



- 既存の集まりを有効活用
- フォーマット（プロセスシート）を統一することで、資料作成の負担を軽減
- 官民の連携（協議の場にお客さんはいない）

ノウハウを他圏域へ横展開（県密着アドバイザーが橋渡し）

- それぞれの圏域のこれまでの取組・課題を大切にしつつ、モデル圏域での取組のエッセンスを共有

モデル圏域で1年間「にも包括」の担当として取り組んだ若手保健師の言葉



にも包括の構築に地域の方々と一緒に取り組めて楽しかった。

「楽しかった」という言葉の背景には...

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、実効性のある形で運営していくにあたり「保健」と「福祉」の連携が課題となった。それをきっかけに保健の立場からどのように「にも包括」に関わっていけるのか考えることができた。

「保健」と「福祉」の連携を考える → そもそも保健活動とは？

- 就職してから、コロナ禍での保健活動がほとんどの期間を占めており、市町村の保健師や相談事業所の方と顔の見える関係が作りにくく、連携が難しかったが、「にも包括」構築の話し合いを続け、顔の見える関係づくりが進んだことで、保健所が市町村に対して同行訪問が頼みやすくなった。実際に一緒に家庭訪問することが増えた。

地域の支援者との連携（目指す地域の共有）

保健活動と「にも包括」構築のプロセス

予防的介入など保健師の視点が求められている取組

「にも包括」を構築していくプロセスは保健活動そのものの保健活動の基本的な方向性をフルセットで実践できる取組

<地域における保健師の保健活動に関する指針>
(平成25年4月19日付け厚生労働省健康局長通知)

第一 保健師の保健活動の基本的な方向性

- (1) 地域診断に基づくPDCAサイクルの実施
- (2) 個別課題から地域課題への視点及び活動の展開
- (3) 予防的介入の重視
- (4) 地区活動に立脚した活動の強化
- (5) 地区担当制の推進
- (6) 地域特性に応じた健康なまちづくりの推進
- (7) 部署横断的な保健活動の連携及び協働
- (8) 地域のケアシステムの構築
- (9) 各種保健医療福祉計画の策定及び実施
- (10) 人材育成

保健師の参画が
「にも包括」のよりよい構築へ



保健師の人材育成へ

